

平成 23 年 8 月吉日

お客さまへ

ATM（自動機）による「支払限度額」・「支払限度回数」の引き下げ操作画面の変更について

日頃は格別のお引き立てを頂き、誠にありがとうございます。

当金庫システム変更にともない、ATMによる「支払限度額」・「支払限度回数」の引き下げ操作画面が下記のように変更になりましたのでご連絡いたします。

記

1. ATMでの1日あたりの「支払限度額」・「支払限度回数」の引き下げ操作画面の変更点

ICキャッシュカードは、磁気カード取引・ICカード取引の両方が可能です。

それぞれの取引毎に支払限度額と支払限度回数があります。

(1) ICキャッシュカード対応ATMの場合（ATMにICキャッシュカード対応シールを貼付しています。）

	これまでの対応	変更点
1日あたりの 支払限度額	磁気キャッシュカード取引のみATMで引き下げが可能。 ICキャッシュカード取引の引き下げは窓口で対応。	磁気キャッシュカード取引・ICキャッシュカード取引ともにATMで引き下げが可能。 (引下げる際の条件) ICキャッシュカード取引の支払限度額は磁気キャッシュカード取引の支払限度額と同額または、それ以上となるようにATMで操作願います。
1日あたりの 支払限度回数	磁気キャッシュカード取引のみATMで引き下げが可能。 ICキャッシュカード取引の引き下げは窓口で対応。	磁気キャッシュカード取引・ICキャッシュカード取引ともにATMで引き下げが可能。

(2) ICキャッシュカード未対応ATMの場合（上記対応シールが貼付されていません。）

「支払限度額」・「支払限度回数」変更は磁気カード取引のみ引き下げが可能です。

(3) 「支払限度額」・「支払限度回数」の引き上げについて

ATMでは「支払限度額」・「支払限度回数」の引き上げに対応していないため、お手数ですが、窓口までお申し出ください。

当金庫の「支払限度額」の上限は200万に設定されていますのでご了承下さい。

以上

あなたと街のパートナー

